

事業所母集団データベース （ビジネスレジスター）の整備について

平成30年 2月16日

総務省統計局

統計作成支援課



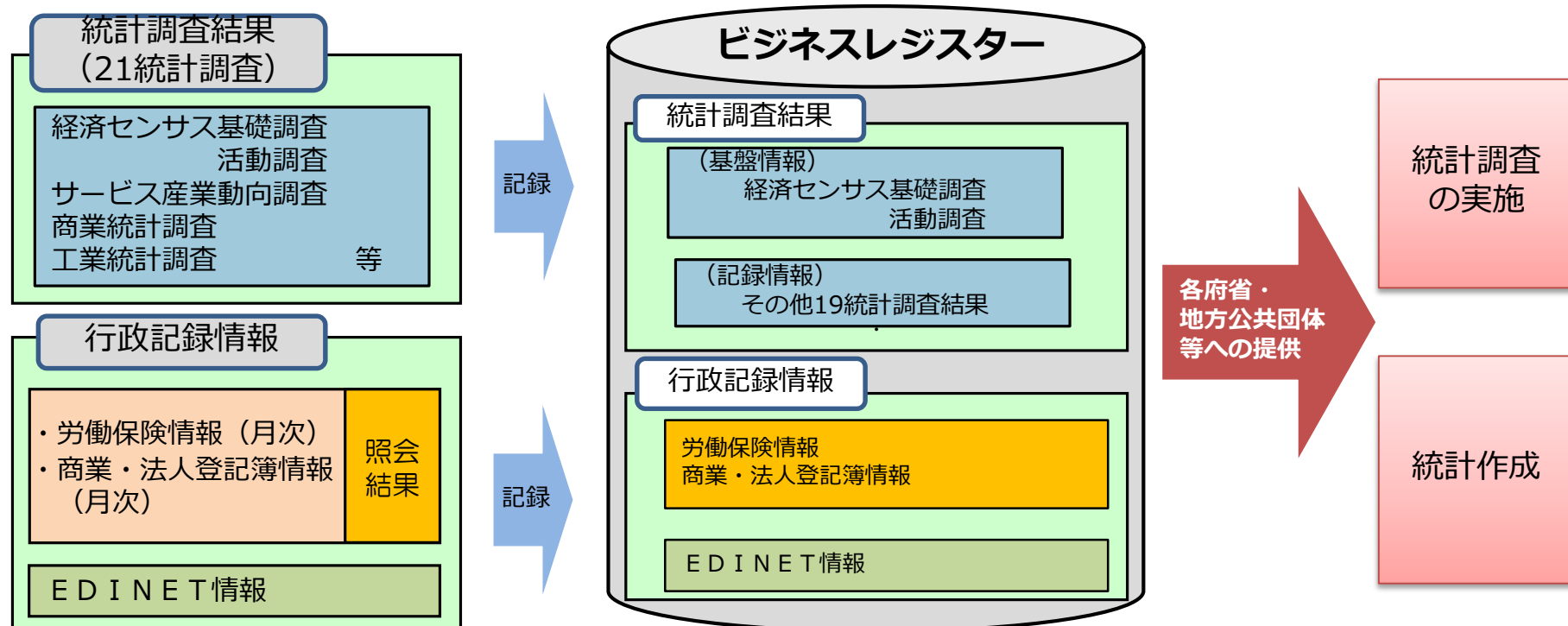
事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の概要

整備の経緯等

- 統計法第27条第1項に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が整備
- 統計法第27条第2項に基づき、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、政令指定都市等に母集団情報を提供

【これまでの経緯】

- ・平成23年3月 「事業所母集団データベースの整備方針」（総務大臣決定）
- ・平成25年1月 事業所母集団データベースの開発完了
- ・平成30年1月 事業所母集団データベースシステムの更改



今後のDB整備(想定)

～平成30年度

- 行政記録情報等を使った名簿の整備

国税庁法人番号公表サイト（約435万法人）
との照合による母集団情報の追加

行政記録情報を用いて“廃業法人”を排除
⇒基礎調査の効率的な実施

経済センサス-基礎調査の名簿

※ 法人企業統計調査の母集団（約280万法人）とも併せて照合予定

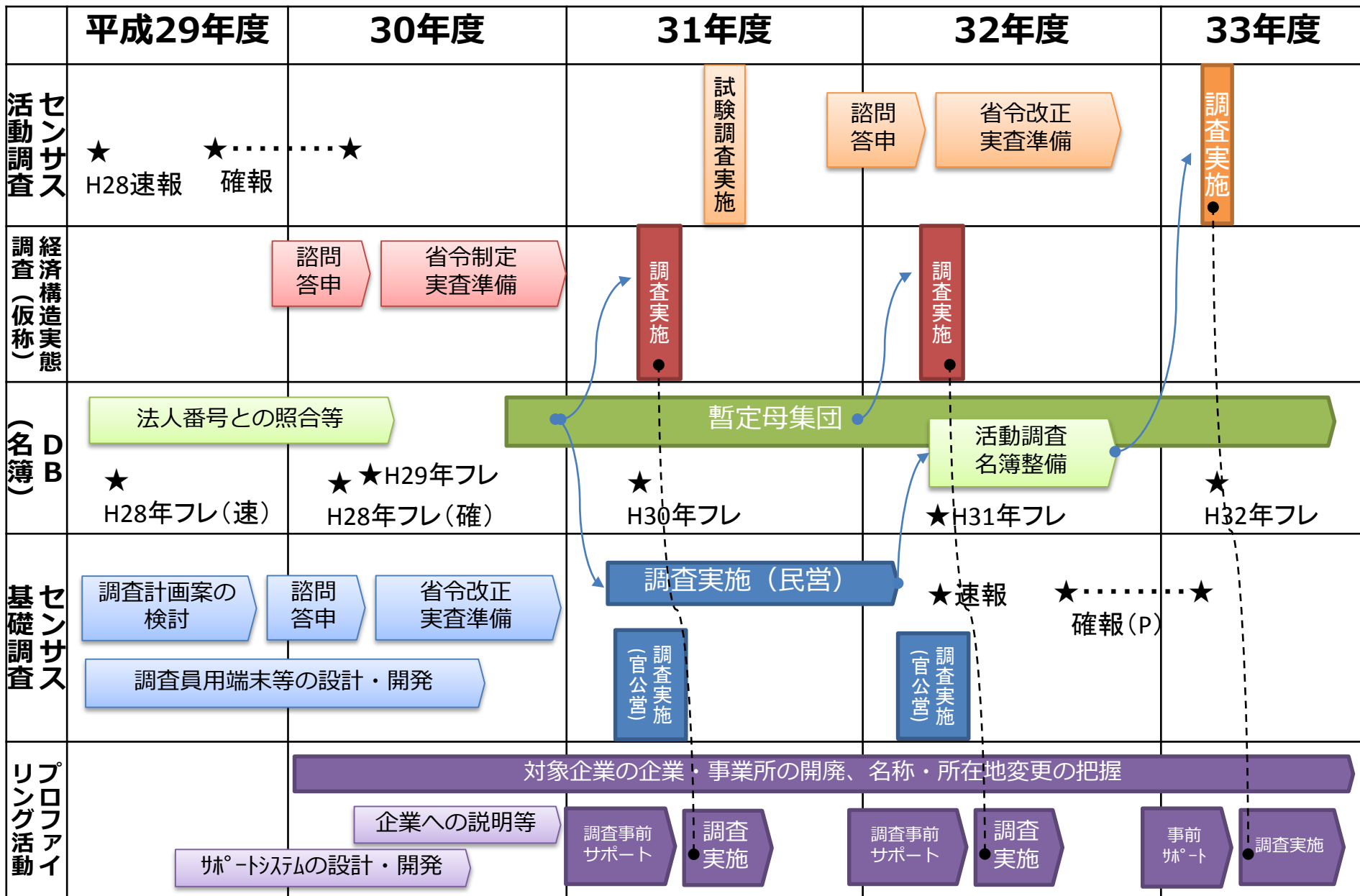
平成31年度～

- 整備した名簿に基づき、経済センサス-基礎調査を実施
- 併せて、プロファイリング活動を実施

母集団情報をより正確に整備

※国税庁法人番号公表サイトや行政記録情報との照合は毎年度実施予定

今後のスケジュール



※ レジスター統計については、平成31年度から実施される経済構造実態調査の集計と併せて、32年度からの作成・提供に向けて検討中。

【参考】統計改革推進会議最終取りまとめ (平成29年5月19日) (抄)

- (略) ビジネスレジスターについて、精度向上の観点から、国税庁法人番号公表サイトの利用と併せ、法人番号の通知状況等といった行政記録情報を活用し、効率的にカバレッジの拡大を図るとともに、ローリング調査 や (独) 統計センターにおけるプロファイリング の実施など、法制面を含め着実な整備を図る。
- 各府省は、統計改革の基本方針に掲げる統計分野の業務効率化と併せて以下のような取組を行うこととし、(中略)
 - ・ ビジネスレジスターやプロファイリングを活用した経済統計調査の集約
- (略) 報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動を通じた支援を強化するとともに、(略)

【参考】「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る 統計委員会答申（平成29年12月19日）（抄）

- 経済センサス-基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。
- 経済センサス-基礎調査をローリング調査や、独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、平成33年(2021年)経済センサス－活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。
- 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用、レジスター統計の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。
- 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。